

日立市若者資格取得補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、若者の更なる能力向上（キャリアアップ）や就業機会の拡大を応援するため、各種資格の取得に要した経費の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 資格 能力向上（キャリアアップ）や就業機会の拡大のため必要とされる資格又は免許であって、教育訓練給付（雇用保険法（昭和49年法律第116号）に規定する教育訓練給付をいう。以下同じ。）の対象である資格その他市長が特に認める資格をいう。
- (2) 申請基準日 試験によって資格取得の可否が決まるものにあっては試験に合格した日、試験を要さないものにあっては講習修了の確認を受けた日をいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請日において日立市に住所を有する、満18歳以上満39歳以下の者
- (2) 前条第1号に定める資格の試験に合格した者（試験を要さない講習等にあっては講習を修了した者）。ただし、資格の更新は除く。

2 前項の規定にかかわらず、対象者が次の各号のいずれかに該当する

ときは、補助の対象としない。

- (1) 同一申請年度にこの要綱による補助金の交付を受けたことのある者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校（通信制大学を除く。以下「学校」という。）に在籍している者
- (3) 申請した年に日立市奨学生ふるさと定住促進補助金及び日立市奨学生医療・介護・福祉職就業支援補助金を受給している者又は受給を予定している者
- (4) 日立市母子家庭等高等職業訓練促進給付金その他資格の取得を目的とした市の制度による給付金等を申請している者又は受給している者
- (5) 他の制度（前2号に規定する補助金及び給付金等を除く。）によって、補助対象経費の2分の1以上に相当する額の補助金、給付金等を申請している者又は受給している者
(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、資格の取得に要した経費のうち、申請基準日の属する年度の2年度前の年度の初日から申請基準日の属する年度までの間（第3項において「算入期間」という。）に支払をした経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) 資格の取得を目的とした教育訓練給付の実施者に対して支払った入学料及び受講料（教育訓練給付の実施者が指定する教材費を含む。）

(2) 資格の取得に要した受験料又は検定試験の受験料

2 次に掲げる経費は、補助対象経費から除くものとする。

(1) 申請者が自主的に購入した参考書又は問題集に係る費用

(2) パソコン等の機器に係る費用

(3) 受講又は受験のための交通費又は宿泊費

(4) 資格の登録に係る講習費、登録料及び更新手数料

(5) 申請者本人でない者が支払った経費

(6) 学校に在籍している間に支払った経費

(7) 第3条第2項4号の給付金等を受給している間に支払った経費

3 対象経費（算入期間前に支払いをした第1項各号に掲げる経費を含む。）の合計額が2万円を超えない場合は、補助しない。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額とし、15万円を限度とする。

2 前項の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、日立市若者資格取得補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、申請基準日の翌日から起算して4月以内に市長に提出しなければならない。

(1) 受講等に要した経費を明らかにする書類

(2) 試験に合格又は講習を修了したことが証明できる書類の写し

- (3) 申請者本人の住民票の写し
- (4) 講座等の概要及び必要経費の内容が分かる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があった場合は、当該申請に係る書類を審査して、補助金交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金交付の適否を決定したときは、日立市若者資格取得補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定により交付の決定を受けた補助金の請求は、日立市若者資格取得補助金交付請求書（様式第3号）により行うものとする。

(補助金の交付)

第9条 市長は、補助金の請求があったときは、申請者の請求に基づき申請者が指定する口座に補助金を振り込むものとする。

(交付の決定の取消し)

第10条 市長は、申請者が次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、日立市若者資格取得補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により、

交付決定者に通知する。

（補助金の返還）

第 1 1 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（調査への協力）

第 1 2 条 市長は、この要綱による補助金の交付を受けた者に対し、その後の就業状況等の調査への協力を求めることができる。

（その他）

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。